◎新潟県告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の２第１項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年１月８日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
NPO法人合歓の会	魚沼市今泉1394番地５	小規模多機能ホーム島	魚沼市今泉1394番地５	小規模多機能型居宅介護	H27.12.4
合同会社心つなぐ手	上越市柿崎区直海浜1633番地５	ひまわり訪問介護	柏崎市東長浜町６－38 ベコビル２階201号室	訪問介護	H27.11.1
株式会社ASMO	三条市東裏館２－13－15	訪問看護ステーションあすも	三条市東裏館２－13－15	訪問看護	H28.1.1
株式会社ASMO	三条市東裏館２－13－15	訪問看護ステーションあすも	三条市東裏館２－13－15	介護予防訪問看護	H28.1.1